

鳥取県告示第 423 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市国府町上荒舟字上地谷口684の3、686の5、687の3
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため